

平成 30 年 9 月 1 0 日

保護者各位

沖縄県立小禄高等学校
校 長 星 野 朗
(公印省略)

生徒指導に関する校内規定の一部変更・挿入について

残暑の候、保護者の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

この度、沖縄県青少年育成条例の精神に鑑み、県教育委員会の通知に基づき校内規定の一部変更・挿入をしましたのでお知らせします。

ご家庭におかれましては、高校生としての望ましい在り方について話し合い、お子様と読み合わせ・確認の上、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

以下 平成 30 年度 生徒指導部活動方針 より。変更・挿入箇所

【3】身なり（頭髪・服装容儀）の指導について

具体的な指導方法

1 頭髪について

(1)～(7)

2 服装容儀について

(1)～(12)

3 頭髪・服装容儀の指導対象者は、下記の段階的指導とする。(校内外共通)

1 回目・・・オアシス指導 (誓約書・反省日誌・奉仕作業)

2 回目・・・帰宅再登校指導 (再登校の際は保護者を召喚し嚴重注意)

※その場で整えられる服装容儀については帰宅せず保護者を召喚し嚴重注意

3 回目以降・・・停学指導 3 日間

①頭髪は必ず美容室で改善する。その際、指定の「黒染め終了証」を提出させる。

②規定の制服に手を加えた場合は、再購入しなければならない。再購入まで登校できない。

③違装及び装飾品・化粧品は指導部で預かり、保護者へ返却する。

④帰宅再登校指導について

・帰宅再登校指導を受けた生徒は原則的に当日中に改善し再登校するものとする。

・再登校した生徒は、必ず生徒指導部において入室許可証を受け取った後に教室に入室する。

(入室許可証が発行されていない生徒は教室への入室を許可されない)

・帰宅再登校指導での欠課は、1 回目だけは出席扱いとする。

4 入れ墨・タトゥーについて

入れ墨・タトゥーは認めない。入れ墨・タトゥーが確認された場合は生徒指導委員会にて指導内容を決める。改善方法については以下の通りとする。

(1) 入れ墨・タトゥーを消すこと。掛かる費用等については保護者の責任とする。

【6】喫煙・飲酒指導について

目的

- (1) 禁煙・禁酒の意識の高揚を図る。
- (2) 喫煙・飲酒は心身の発達の著しい高校生には、特に有害である事を認識させる。
- (3) 懲戒指導の対象である事を認識させる。
- (4) 校内規律を維持し、安全で好ましい学習環境をつくる。

指導方針

- (1) 喫煙者及びタバコ、ライター、タスポ所持者を喫煙指導の対象とする。（飲酒も同等）
- (2) 喫煙同席者及び喫煙幫助者についても喫煙指導の対象とする。（飲酒も同等）

具体的な指導方法

- (1) 具体的な指導方法策定し、全職員の協力体制のもと指導を推進していく。
- (2) 懲戒指導（停学指導）の対象とする
- (3) 喫煙・飲酒の防止活動や啓発活動も併せて行う。

※ノンアルコール飲料についても飲酒と同様の指導対象とする。

※電子タバコ等についても喫煙と同様に指導対象とする。

【13】懲戒指導について

- 1 問題行動が発生した時は、保護者を召喚し、学校長、HR担任、生徒指導部同席のもとに指導する。
- 2 その都度、職員会議に報告、提案し、全職員の了解を得る。
- 3 下記の問題行動が発生した場合は、以下の停学指導（自宅謹慎）を行う。但し、事案によってはその限りではない。
 - 1回目・・・5日間
 - 2回目・・・7日間
 - 3回目・・・10日間
 - 4回目以降・・・生徒指導委員会で検討し全職員で審議する。

※重大な問題行為が発生の場合は生徒指導委員会及び職員会議に諮り、初回でも無期停学（15日以上）もあり得るとする。

- | | | | |
|------------------------|---------|-----------------|--------|
| ①喫煙 | ②飲酒 | ③車輛通学 | ④カンニング |
| ⑤交通三悪（無免許運転・飲酒運転・速度違反） | ⑥暴行・傷害 | | |
| ⑦万引き・窃盗 | ⑧反社会的行為 | ⑨いじめ（SNS・モラル違反） | |

⑩入れ墨・タトゥー ⑪その他

（ただし⑤～⑪については退学を含めた厳しい指導を検討する）

- * 上記の指導について日程的なずれがある場合は校長と相談し指導に入り、後日職員会議に提案する。
- 4 指導回数は、卒業するまでの累計として数える。
 - 5 停学等の指導方法については、学級担任、生徒指導部の連携を密に行い、次のような指導を行い、十分反省したと職員が判断した時、指導を解除する。
 - (1) 学校長、学級担任、学年主任、生徒指導部の連携を密にして指導をしていく。
 - (2) 停学の申し渡しは、父母呼び出しの上、管理者が行う。
 - (3) 問題行動の再発を防ぐため保護者との連携を密に行い、家庭においても謹慎し家庭学習等を行う。（停学期間中のアルバイトは禁止）
 - (4) 停学期間中は部活動及び学校行事への参加を停止するものとする。
 - (5) 停学解除は父母同席で、誓約書を提出した生徒に対し管理者が行う。